



第 I 章

計画の基本的事項

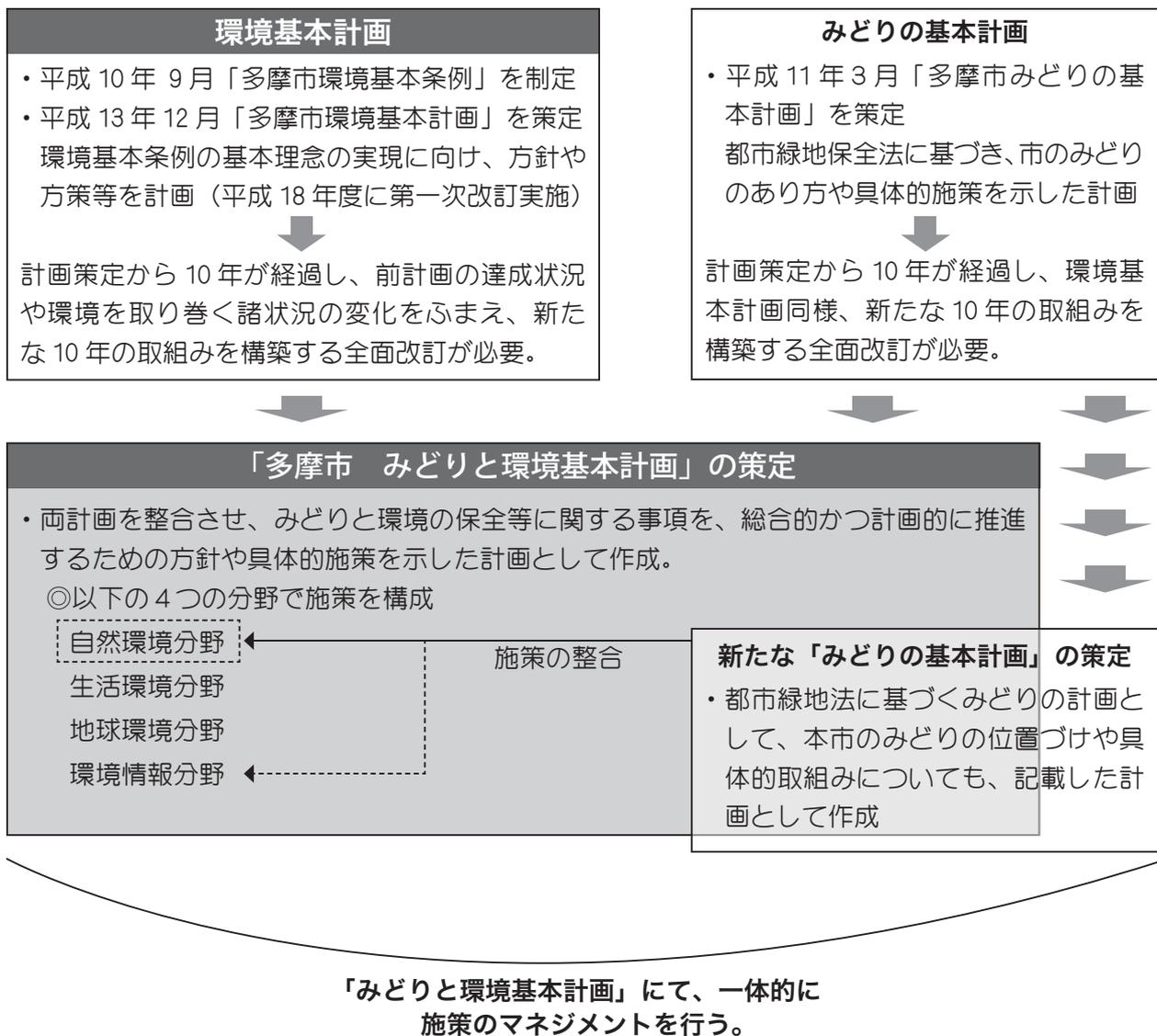
1. 計画策定の目的

多摩市では、「環境の保全、回復及び創出（以下、環境の保全等という）に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保すること」を目的に、3つの基本理念を掲げ、平成10年（1998年）に「多摩市環境基本条例（以下、環境基本条例という）」を制定しました。

この環境基本条例の基本理念を実現していくための方針や方策等を具体的に展開した計画が、「多摩市環境基本計画」であり、環境基本条例第8条に基づき策定されています。

平成13年12月に初めて環境基本計画を策定してから10年が経過し、今回、第二次多摩市環境基本計画（以下、本計画とする）として、前計画の達成状況や、近年における環境を取り巻く課題や市民意見をふまえ、市民、市民団体、事業者、市等が協働して取り組む計画として、改訂するものです。

また、環境基本計画と関連性が深く、同時期に改訂する「みどりの基本計画」との整合性を図り、「多摩しみどりと環境基本計画」として改訂します。



2. 計画の枠組み

(1) 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例第8条に基づき策定する計画であり、多摩市総合計画の下位計画として位置づけられますが、多摩市の環境の維持向上を推進する上で、最も基本となる計画です。本計画では、同時期に改訂するみどりの基本計画との整合を図った「みどりと環境基本計画」として策定しています。

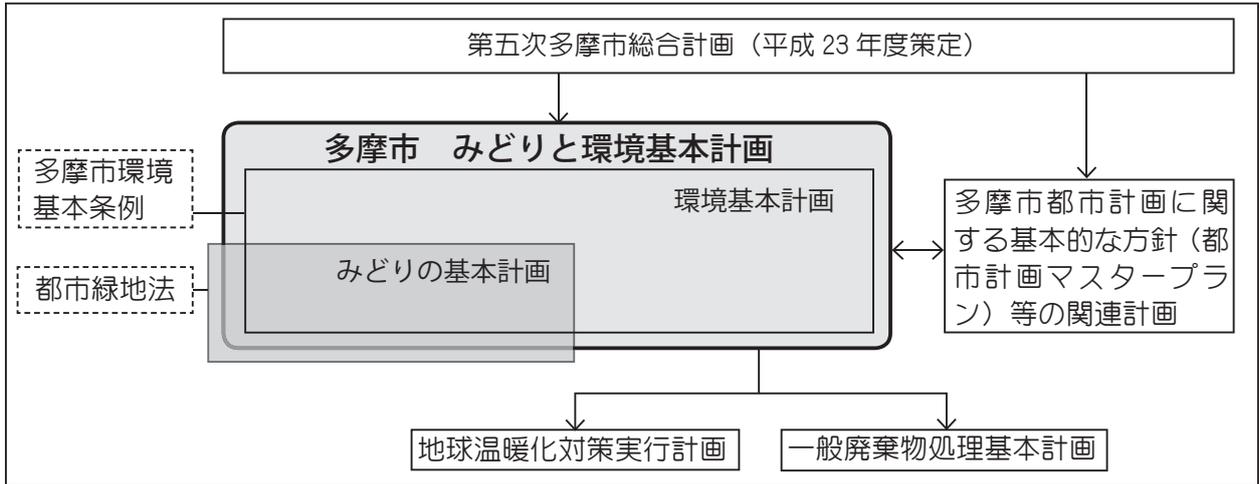


図 本計画と関連法や関連計画の関係図

(2) 計画の期間

本計画は、平成13年に30年後を展望して策定した環境基本計画（以下、前計画とする）の「環境像及び基本目標、長期目標」をもとに、その実現に向けた第二次改訂計画として、平成24年度（2012年度）から平成33年度（2021年度）の10年間を計画期間と位置づけています。なお、社会経済情勢や環境を取り巻く状況の変化、総合計画基本計画の改訂等に対応するため、5年後に見直しを予定しています。

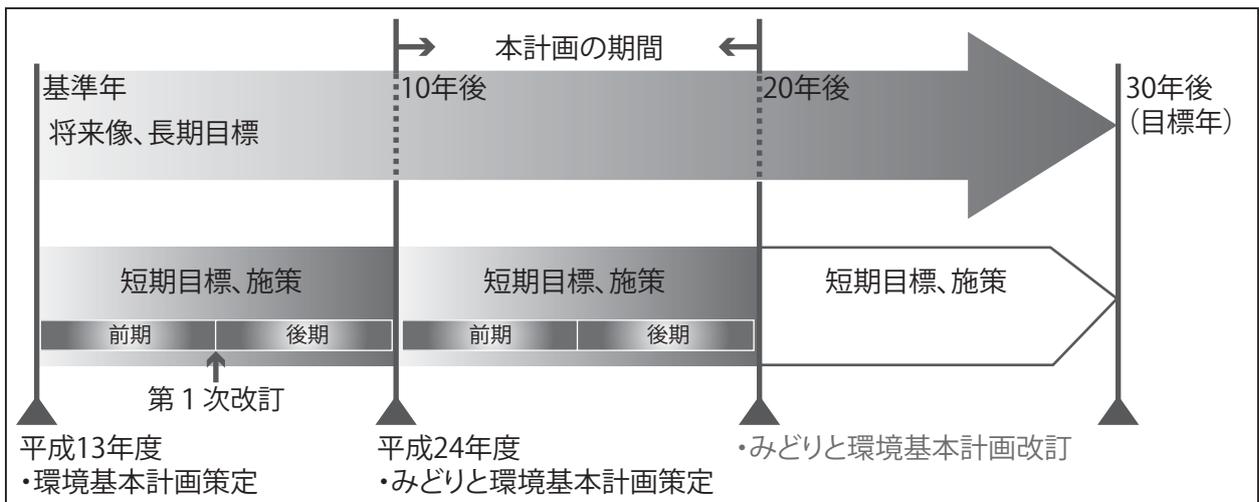


図 計画期間概要図

(3) 計画の対象者

本計画の対象者は、多摩市内で生活する人、活動する人及び来訪者とします。その詳細及び各々の役割は、次のとおりです。

表 本計画の対象者

	対象者	各々の役割	
	(詳細)		
多摩市内で生活する人	多摩市に住んでいる人 (市民)	<ul style="list-style-type: none"> 環境汚染等の影響を受けるとだけでなく、自身の生活が環境に負荷を与えていることを自覚すること 環境の保全等について関心をもち必要な知識をもつよう努力すること ライフスタイルを見直すなど、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止、自然環境の適正な保全等に努めること 市や事業者、地域社会と協働して環境の保全等に努めること 	
多摩市内で活動する人	多摩市で働いている人 (事業者、行政)、 団体活動などを行っている人 (市民団体等)	市民団体等	<ul style="list-style-type: none"> 組織力等を活かし、行政や市民、事業者との連携を図りながら環境の保全等に向けた多様な取組みを進めていくこと 各主体の間の調整役として機能すること
		事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者活動を行うにあたって、環境への負荷の低減に努めること 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境の適正な保全等のためその責任において必要な措置を講じること 事業活動に関わる製品その他のものが使用され、廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めること 市や市民、地域社会と協働して環境の保全等に努めること
		市	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全等を図るため、公害の防止や自然環境の保全等、その他環境の保全等に関わる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施すること 市民、事業者の環境の保全等に関する自発的取組みを促すよう、情報提供などの必要な支援を行うこと 市民及び事業者、さらには国、都、周辺自治体等と広域的に連携した環境の保全等に関する施策を推進していくこと 一事業者として、市庁舎等において環境負荷の低減などに積極的に取り組んでいくこと
多摩市への来訪者	買い物や遊びに来る人、他のまちから通学している人、自動車などで通過する人など	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者、市民団体等に準じた役割を担うこと 	

(4) 計画の対象範囲

本計画は、多摩市におけるみどりなどの自然環境分野、身近な暮らしの安全安心に関わる生活環境分野、地球環境にも関わりのあるエネルギーやCO₂などの地球環境分野、環境にかかる教育や活動、情報の提供に関する環境情報分野の4つの分野について、私たちを取り巻く環境全体を対象範囲とし、総合的に取り組んでいくこととします。

【自然環境分野】みどり環境、水辺環境、生物環境、歴史文化環境

【生活環境分野】公害関連、まち美化、景観

【地球環境分野】エネルギー、水循環、ごみ

【環境情報分野】環境教育、環境学習、環境情報の提供

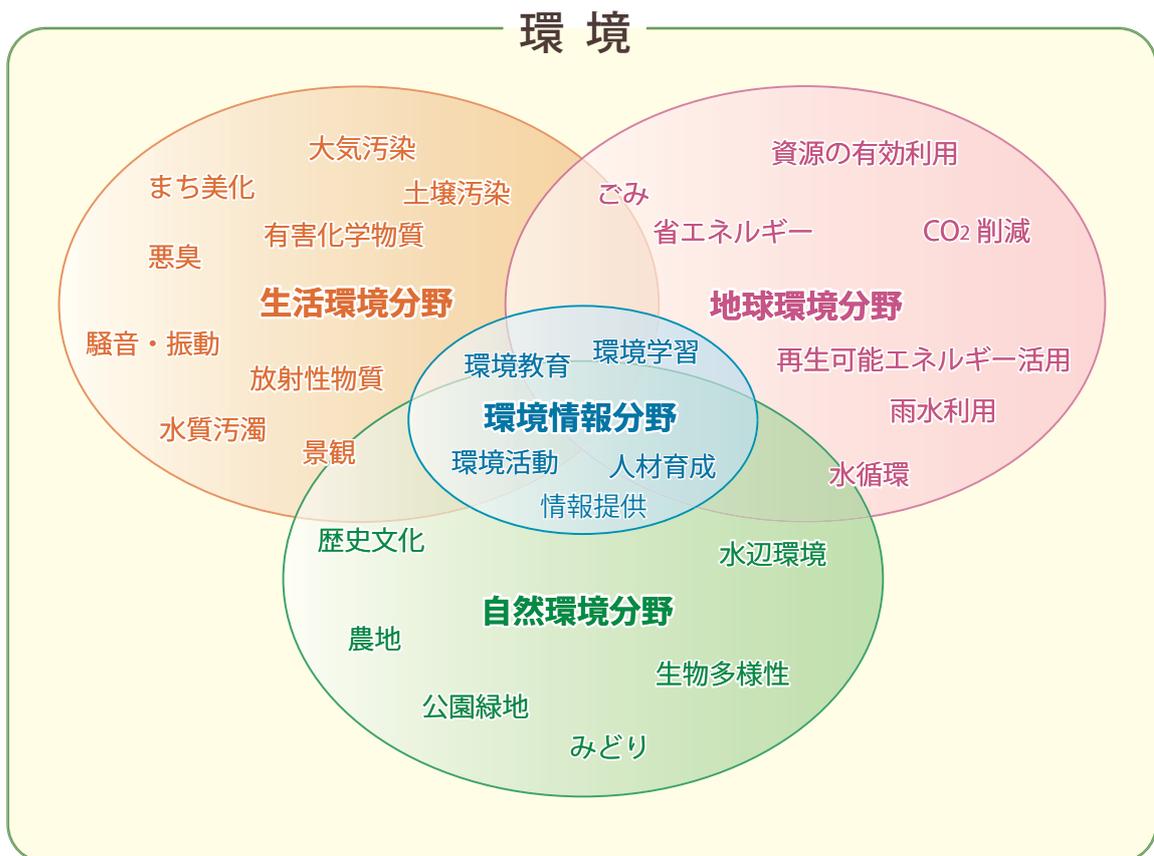


図 計画対象範囲イメージ

3. 計画の見直しに向けて

(1) 前計画からの見直しの方法

計画の改訂にあたっては、主に以下の4つの方法により、前計画の取組み状況の評価や新たに取り組むべき課題について、市民等からの意見の収集や議論を行い、計画体系の再構築につなげました。

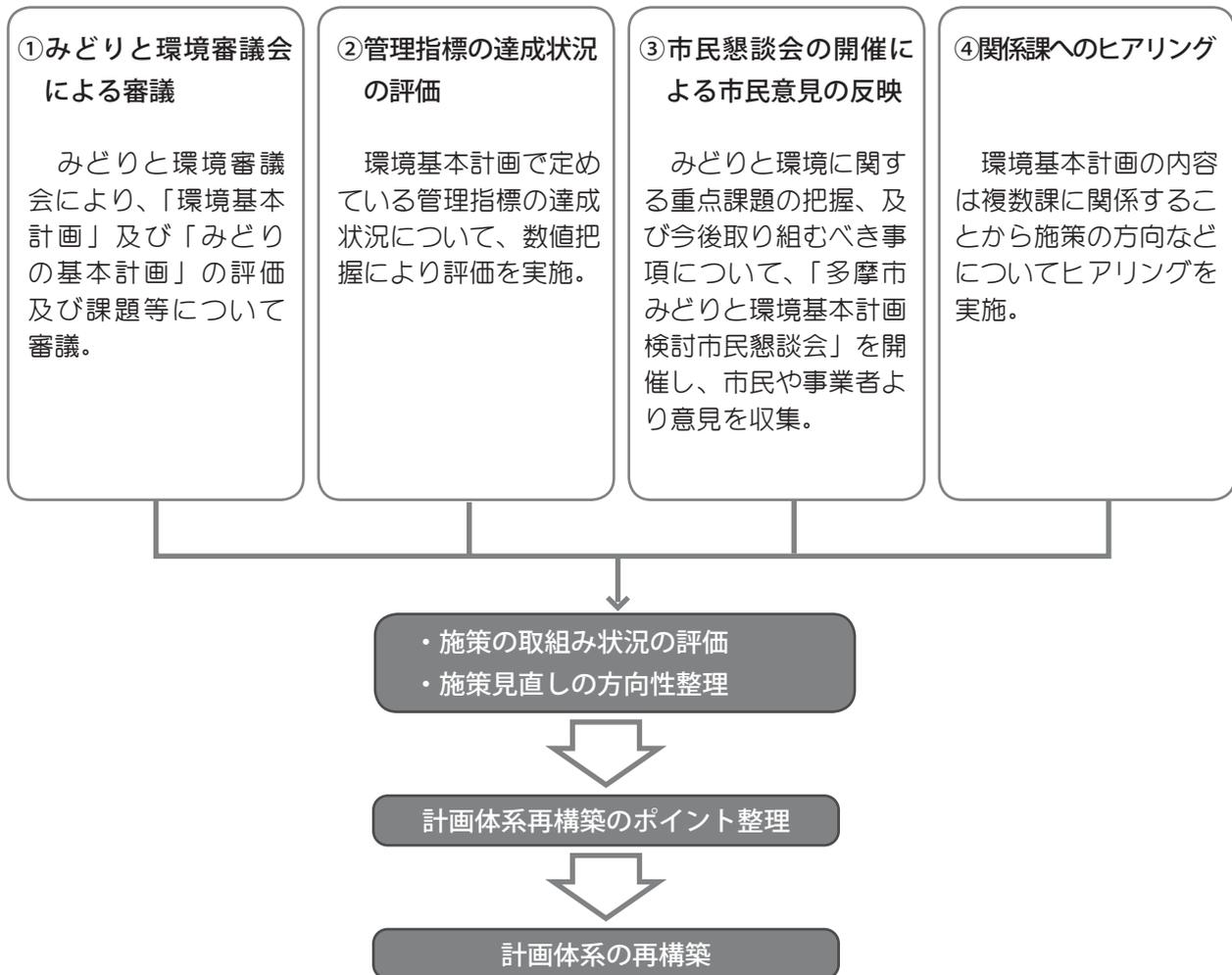


図 見直しの方法

(2) 計画の改訂ポイント

社会経済情勢の変化や環境を取り巻く状況の変化、市民に分かりやすい計画等に対応した計画づくりにあたり、計画の体系から見直しました。

上記の状況変化等に加え、これまでの審議会での意見や市民の意見、施策の取組み状況等をふまえた、計画体系の再構築のポイントを以下に整理します。

①関連法令や上位・関連計画との整合

- ・本計画の上位計画である第五次多摩市総合計画（平成23年度策定）の実現に向けた対応を行うとともに、関連法令や関連計画との整合に留意した改訂を行いました。

②新たな社会情勢への対応をふまえた計画づくり

- ・本市の環境を取り巻く状況は、近年著しく変化しています。生物多様性への配慮、低炭素・省エネルギー社会や循環型社会への対応、東日本大震災の影響など、環境を取り巻く新たな課題や状況の変化をふまえ、改訂を行いました。

③実効性の高い施策体系への見直し

- ・前計画の短期目標や施策の方向性の中には、実現のための具体的な施策が見えにくいものや、内容の重複、市としての単独施策では、十分な効果が発揮できない内容もありました。そのため、現在の非常に厳しい本市の財政状況を見据えつつ、実効性の高い施策をまとめました。

④市民や市民団体、事業者、市との協働及び役割分担の明確化

- ・市内の多様で良好な環境を支えていくためには、第五次総合計画でも掲げているように、市のみでなく、市民、市民団体、事業者が協働で取り組んでいくことが不可欠です。そのため、協働の視点を取組みの前提として位置づけました。

⑤市民にわかりやすい計画づくり

- ・市民等と施策を共有していくためには、わかりやすい計画づくりが必要となります。そのため、めざすべき事項（目標や基本方針）- 取り組む事項（施策）- 施策の実施効果の確認（指標）の関連性が分かりやすい計画体系や、各主体の役割を明確にするなど分かりやすい計画づくりをめざしました。

⑥みどりの基本計画との連携

- ・同時期に改訂を行う「みどりの基本計画」は、「みどりと環境基本計画」と目標や施策の関連性が大きいいため、両計画の内容の整合を図り、一元的な計画管理が実施できる計画づくりとしました。

⑦計画の適切な進行管理

- ・市民へ施策の実施事項やその成果をわかりやすく提示することは、協働の取組みを進めるためにも重要です。そのため、PDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理や、成果の見える化などを取組みの前提として位置づけました。

(3) 目標や施策等の項目の関係性の再整理

本計画では、前計画の30年後を展望した「めざす環境像」「基本目標」「長期目標」の考え方は基本的に変更していないものの、それらと「短期目標」「市の施策」「管理指標」等との関係性を含め、市民へよりわかりやすい計画づくりや、「みどりの基本計画」の施策と本計画の自然環境分野に整合性をもたせ、主要項目の再整理を行いました。

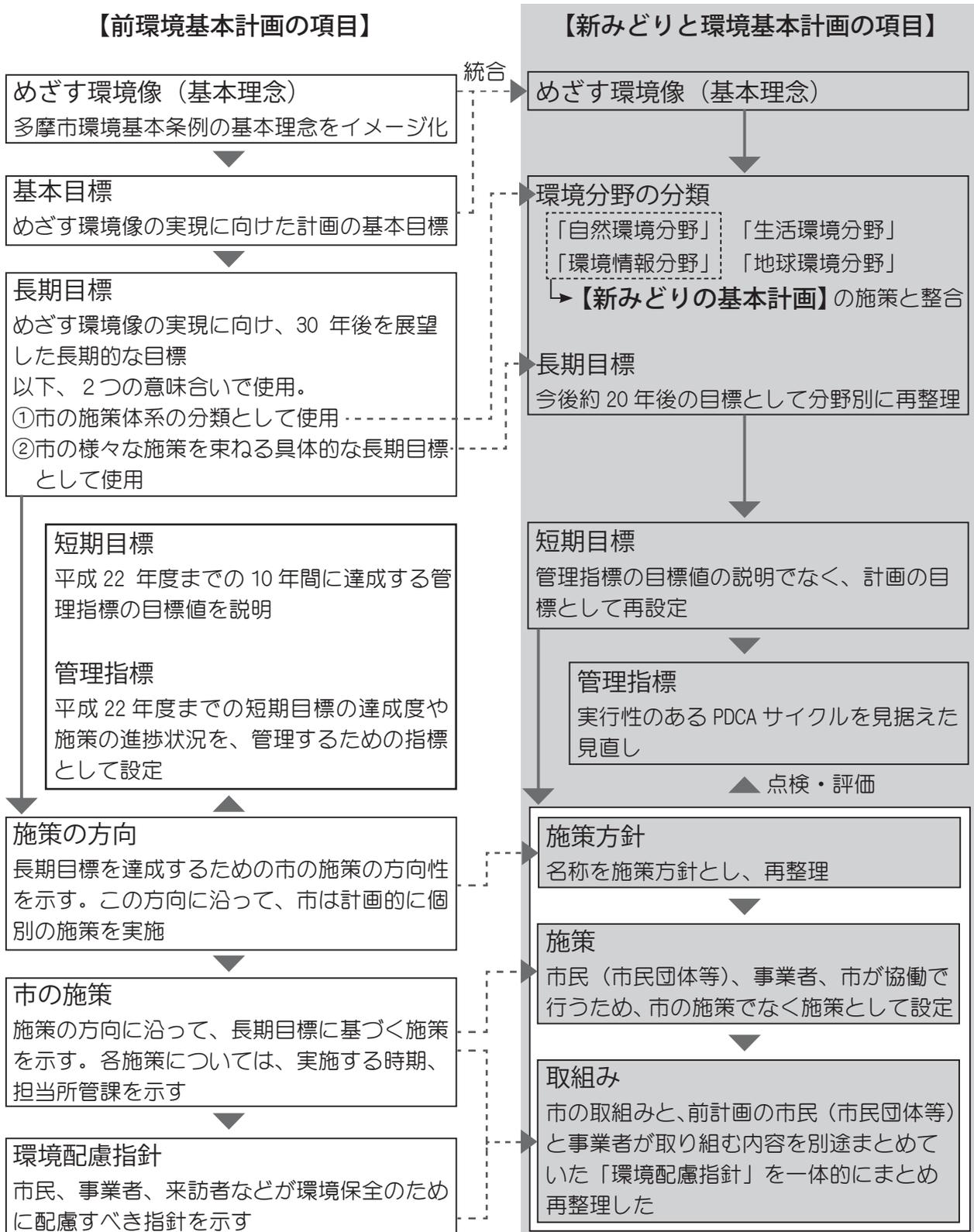


図 前多摩市環境基本計画と本計画との関係

